（地方税法の一部改正）

第二十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「沖縄振興開発金融公庫」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正）

第二十四条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　株式会社国際協力銀行

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第二十五条　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「、第二号及び第四号」を「及び第二号」に改める。

（農業改良資金融通法の一部改正）

第二十六条　農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同法第十一条第一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。」を「掲げる業務」に改め、「、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と」を削る。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第二十七条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（所得税法の一部改正）

第二十八条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（法人税法の一部改正）

第二十九条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（印紙税法の一部改正）

第三十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（登録免許税法の一部改正）

第三十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の二の項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同項を同表の一の三の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。

一の二　株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	別表第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義）に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録について は、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

（水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正）

第三十二条　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三項中「除く。）」を「掲げる業務」に、「第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「臨時措置法第一項に規定する業務並びに同条第一項第五号」を「第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び臨時措置法第一項に規定する業務」に改める。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第三十三条　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「除く。）」を「掲げる業務」に、「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに前条第一項第五号」を「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び暫定措置法第五条第四項に規定する業務」に改める。

（消費税法の一部改正）

第三十四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正）

第三十五条　特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「同法第十一条第一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。）」を「掲げる業務」に改め、「、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と」を削る。

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第三十六条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「同法第十一条第一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。）」を「掲げる業務」に改め、「、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と」を削る。

（獣医療法の一部改正）

第三十七条　獣医療法（平成四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「同法第十一条第一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。）」を「掲げる業務」に改め、「、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と」を削る。